

伊豆の国市建設工事低入札価格調査制度実施要綱

制定	平成27年4月1日訓令第8号
改正	平成29年11月28日訓令第12号
改正	平成30年8月20日訓令第13号
改正	平成31年4月11日訓令第6号
改正	令和元年9月24日訓令第3号
改正	令和2年3月11日訓令第2号
改正	令和3年1月4日訓令第2号
改正	令和4年3月2日訓令第3号
改正	令和7年3月24日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約を締結するための競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象工事は、予定価格が5千万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事を対象とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号に定めるところにより算出した額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に定めるところにより算出した額が設計価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては設計価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 建設工事（解体工事を除く。）の場合は、 $\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$ を用いて算出する。

(2) 設備系工事（機器費の割合が高い工事を除く。）の場合は、 $((\text{直接工事費} + \text{機器費} + (\text{工事製作原価} - \text{間接労務費} - \text{工事管理費})) \times 0.97 + (\text{共通仮設費} + \text{間接労務費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{工事管理費} + \text{機器間接費} (\text{技術者間接費及び機器管理費}) + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$ を用いて算出する。

(3) 建築一式工事（解体工事を除く。）の場合は、 $(\text{直接工事費} \times 0.8) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 0.2) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$ を用いて算出する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。この場合において、当該価格に110分の100を乗じて得た額を調査基準比較価格とする。

（失格判断基準価格）

第4条 入札価格が契約の内容に適合した履行がなされないと認められる基準額（以下「失格判断基準価格」という。）は、調査基準比較価格に10分の8を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計価格の算出に当たり特殊性が著しく顕著であって、市長が特に必要と認めた場合においては、失格判断基準額を設けないことができるものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 本制度の円滑な運用を図るため、対象工事の入札公告又は入札通知書には、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 当該入札が低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格及び失格判断基準価格（第4条第2項の規定により失格判断基準価格を設けない場合は、調査基準価格）が設定されていること。

(2) 最低価格入札者は、最低価格の入札であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。

(3) 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、落札の決定を保留するとともに、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札を決定したときは、速やかに当該入札の結果を各入札参加者

に通知すること。

- (4) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（失格判断基準価格を下回る価格で入札を行った者を除く。）は、調査事項に関する事情聴取等に応じなければならない、これに応じない場合は失格とすること。

（入札の執行等）

第6条 市長は、競争入札を行った結果、失格判断基準価格を下回る価格で申込みをした者があるときは、当該入札者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、失格判断基準価格を超え調査基準価格を下回る価格で申込みをした者（以下「低入札者」という。）があるときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、後日落札者を決定する旨を入札参加者に告げて入札を終了するものとする。

（同一最低価格の入札者が2者以上の場合の措置）

第7条 前条第2項の場合において、同一の最低価格による入札者が2者以上である場合、同一最低価格で入札した入札者に対して、別に定める方法でくじを実施し、調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）を決定する。

（低入札価格調査委員会）

第8条 低入札価格調査を適正に処理するため、伊豆の国市建設工事低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者とする。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員長は、必要に応じ関係部局の職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 委員会の庶務は、契約事務担当課において処理する。

（調査の実施等）

第9条 第6条第2項の規定により入札を終了した場合において、工事主管課長は、

速やかに委員会へ報告し、次の項目に関する調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行うものとする。この場合、工事主管課長は調査対象者に対し、様式第1号による低入札価格調査通知書により通知するものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由及び入札金額における積算内訳の妥当性
- (2) 技術者等の配置計画
- (3) 対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先又は資材リース元の状況
- (6) 手持ち機械の保有状況
- (7) 機械リース元の状況
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 建設副産物の搬出計画
- (10) 公共工事の施工実績
- (11) 下請予定業者の計画
- (12) 経営内容及び信用状態
- (13) その他必要な事項

2 工事主管課長は、前項の調査の結果について、委員会に報告するものとする。

(契約の内容に適合した履行がされない判断基準)

第10条 次のいずれかに該当する場合には、契約の内容に適合した履行がされないと判断するものとする。

- (1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者から聴取した見積書等の金額が内訳書と一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合
- (5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料や製品の品質及び規格が設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (9) 契約締結の条件を履行できない場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがある

と認められる場合

(委員会の審査)

第11条 委員会は、第9条第2項の規定による報告を受けたときは、当該調査対象者と契約することの適否を前条の基準により審査し、その結果を市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第12条 市長は、前条の報告に基づき、調査対象者との契約が適当であると認めたときは、当該調査対象者を落札者と決定し、その旨を当該調査対象者に通知するとともに、他の入札参加者に対しても当該入札の結果を通知するものとする。

2 市長は、前条の報告に基づき、調査対象者との契約が不適当であると認めたときは、当該調査対象者を除く者で、かつ、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となつた旨の通知をするとともに、他の入札参加者に対しても当該入札の結果を通知するものとする。

3 前項の場合において、次順位者が低入札者であった場合は、前2条の規定を準用する。

(入札結果の公表)

第13条 低入札価格調査を実施した建設工事に係る入札結果の公表については、閲覧に供する入札結果表に低入札価格調査適用工事と記載するものとする。

(監督体制の強化)

第14条 工事主管課長は、低入札者が請負者となった場合は、適正な施工を確保するため、工事施工状況及び施工体制の詳細を把握し、適正かつ重点的な監督業務を実施しなければならない。

2 工事主管課長は、請負者が下請契約を締結した場合、下請金額にかかわらず施工体制台帳の提出を求め、施工体制台帳の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認を随時行い、実際の施工が記載内容と異なる場合は、その理由を現場代理人から聴取しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年4月1日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月28日訓令第12号）

この訓令は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（平成30年8月20日訓令第13号）

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

附 則（平成31年4月11日訓令第6号）

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日訓令第3号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月4日訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日訓令第2号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条第4項関係）

企画財政部長
総務部長
市民環境部長
健康福祉部長
産業部長
都市整備部長
教育部長

様式第 1 号（第 9 条関係）

番 号

年 月 日

御中

伊豆の国市長 氏 名

低入札価格調査通知書

年 月 日に入札を行った 工事に係る
調査を下記により実施しますので、貴社を代表する方の出席をお願いします。やむ
を得ず代理の方が出席する場合は、委任状を提出してください。

なお、調査を円滑に進めるため、別添の調査様式について指定された調査日の 3
日前までに事前提出してください。

記

1 事前提出書類

- (1) 積算内訳書（様式は任意。ただし、詳細がわかる内容であること。）
- (2) 様式第 2 号から様式第11号までの調査様式
- (3) 貴社の会社概要及び過去 3 か年の決算書

2 調査日時 月 日（ ） 午前・午後 時から

3 場所 伊豆の国市役所

4 調査項目

- (1) 当該価格により入札した理由及び積算内訳書の妥当性
- (2) 様式第 2 号から様式第11号までの調査様式に記載された事項
- (3) その他必要とする事項

(注意事項)

- 1 調査に応じない場合は、失格とみなします。
- 2 当該工事の施工にあたって、貴社が入札した価格で実施可能であるとしてい
ることについて調査するものです。
- 3 その他の資料の提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。

様式第 2 号

技術者等の配置計画書

区分	(フリガナ) 氏 名	採用年月日	資格	技術者証等番号
現場代理人				
監理技術者				
主任技術者				

※ 当該工事に配置を予定している現場代理人、監理技術者、主任技術者等、すべてについて記入すること。

様式第 3 号

手持ち工事の状況報告書

(単位：千円)

発注者	工事名	工期	請負金額	備考

※ 対象工事現場付近（半径10km程度）での手持ち工事の件名を記入し、その工事現場が確認できる図面を添付すること。

様式第 4 号

手持ち資材の状況報告書

品名	規格・形式	単位	手持ち 数量	本工事での 使用数量	備考

※ 1 該当工事で使用予定の資材について記入すること。

2 安全資材や看板等共通仮設費で使用する資材も記載すること。

様式第 5 号

資材購入又は資材リース計画書

工種 種別	品名 規格	単位	数量	単価	予定している購入先又はリース元業者		
					業者名	所在地	調査対象者との 関係（取引年 数）

※ 1 自社にて購入又はリースする資材のみ記入すること。

2 調査対象者との関係の欄には、購入先予定業者との関係や取引年数を記入すること（例：協力会社（3年）、資本提携会社（5年）等）。
また、その関係を証明する規約、登録書等があれば添付すること。

3 予定している資材購入先又は資材リース元について、その会社の社印のある見積書等を必ず添付すること。

様式第 6 号

手持ち機械の保有状況報告書

工種 種別	機械の名称	規格・型式 ・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の 利 用 状 況

※ 当該工事に使用する手持ち機械の保有状況を記入すること。

様式第7号

機械リース計画書

工種 種別	機械の名称	規格・型式 ・能力・年式	単位	数量	メーカー 名	単価	予定しているリース元業者		
							業者名	所在地	調査対象者との 関係（取引年 数）

※1 自社にてリースする機械のみ記入すること。

2 調査対象者との関係の欄には、機械リース元予定業者との関係や取引年数を記入すること（例：協力会社（3年）、資本提携会社（5年）等）。また、その関係を証明する規約、登録書等があれば添付すること。

3 予定している機械リース元について、その会社の社印のある見積書等を必ず添付すること。

様式第 8 号

労務者の確保計画書

1 自社施工

工種	職種	労務単価 (A)	員数 (B)	合計金額 (A) × (B)

2 下請会社施工

工種	職種	労務単価 (A)	員数 (B)	合計金額 (A) × (B)	下請会社名

※ 1 自社と下請会社を区分して記入すること。

2 下請会社施工について、労務単価が不明の場合、合計金額のみ記載すること。

様式第 9 号

建設副産物の搬出計画書

建設副産物	受入予定箇所	単位	数量	単価

※ 当該工事で発生するすべての建設副産物について記入すること。

様式第10号

公共工事の施工実績報告書

(単位：千円)

発注 年度	発注者	工事名	工期	請負金額	備考

※ 過去3年の実績を記入すること。

様式第11号

下請予定業者の状況報告書

(単位：千円)

工種	業者名	所在地	電話番号	予定下請金額	備考

※ 下請予定業者について、すべて記入すること。